



# 長野県報

12月17日(木)  
平成27年  
(2015年)  
第2734号

## 目次

### 条 例

個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例（情報政策課）…………… 5

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律に基づく発行手数料及び情報提供手数料に関する条例を廃止する条例（情報政策課）…………… 7

住民基本台帳法に基づく本人確認情報を利用することができる事務を定める条例の一部を改正する条例（市町村課）…………… 7

長野県県税条例の一部を改正する条例（税務課、産業立地・経営支援課）…………… 8

長野県個人情報保護条例の一部を改正する条例（情報公開・法務課）…………… 9

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（国際課）……………10

婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（こども・家庭課）……………10

長野県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例（地域福祉課）……………10

職業能力開発促進法施行条例の一部を改正する条例（人材育成課）……………11

長野県登山安全条例（山岳高原観光課）……………12

信州の地酒普及促進・乾杯条例（調査課）……………13

高等学校設置条例の一部を改正する条例（高校教育課）……………14

長野県警察関係許可等手数料徴収条例等の一部を改正する条例（生活安全企画課）……………14

### 規 則

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則（税務課）……………17

事務処理規則及び長野県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則（地域福祉課）……………18

長野県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則（環境政策課）……………22

長野県登山安全条例第2条第1号のケの業務を定める規則（山岳高原観光課）……………43

### 告 示

平成27年12月11日長野県議会定例会において認定された平成26年度歳入歳出決算及びこれに対する監査委員の審査意見（財政課）……………44

平成27年12月11日成立した平成27年度補正予算の要領（財政課）……………51

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（障がい者支援課）……………51

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（障がい者支援課）……………52

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地の変更の届出（障がい者支援課）……………52

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（障がい者支援課）……………52

保安林予定森林にする旨の通知（森林づくり推進課）……………52

解除予定保安林にする旨の通知（森林づくり推進課）……………53

公共測量の実施（2件）（建設政策課）……………53

公共測量の終了（建設政策課）……………53

長野県収入証紙売りさばき人の指定（会計課）……………53

道路の区域決定及び関係図面の縦覧（道路管理課）……………53

道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）……………54

政治資金規正法に基づく平成26年分の政治団体の収支に関する報告書の訂正の報告（選挙管理委員会）……………54

昭和44年選告示第4号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数）の一部改正（選挙管理委員会）……………54

## 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（県民協働課）	55
長野県環境影響評価条例に基づく方法書の送付及び縦覧（環境政策課）	55
農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画の認可申請及び縦覧（農村振興課）	55
林業種苗法に基づく講習会の開催（森林づくり推進課）	57
都市計画区域区分の変更案作成のための公聴会の開催（都市・まちづくり課）	58
土地改良区役員の就任の届出（農地整備課）	59

## 本号で公布された条例のあらまし

## ◇ 個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例（条例第43号）

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律により個人番号の利用が開始されることに伴い、県独自事務における個人番号の利用並びに特定個人情報の県機関内における利用及び県機関間における提供等が可能となるよう、必要な事項を定めました。
- 2 この条例は、平成28年1月1日から施行します。

## ◇ 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律に基づく発行手数料及び情報提供手数料に関する条例を廃止する条例（条例第44号）

- 1 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部改正により、公的個人認証サービスに係る認証業務について、知事が指定認証機関へ事務を委任する仕組みが廃止されることに伴い、廃止することとしました。
- 2 この条例は、平成28年1月1日から施行します。

## ◇ 住民基本台帳法に基づく本人確認情報を利用することができる事務を定める条例の一部を改正する条例（条例第45号）

- 1 知事が本人確認情報を利用することができる事務を追加するとともに、知事以外の執行機関が行う事務に対しても本人確認情報を提供することができることとしたほか、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、平成28年1月1日から施行します。

## ◇ 長野県県税条例の一部を改正する条例（条例第46号）

- 1 地域再生活の一部改正に伴い、県内における安定した良質な雇用確保に資する企業等の本社機能の移転・新增設を行う事業者に課する事業税、不動産取得税及び固定資産税の不均一課税を行うこととしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行し、平成27年11月1日から適用します。

## ◇ 長野県個人情報保護条例の一部を改正する条例（条例第47号）

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律により個人番号の利用が開始されることに伴い、実施機関が保有することとなる特定個人情報について、収集目的以外の目的での利用の制限等を定めたほか、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、平成28年1月1日（一部の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日）から施行します。

## ◇ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第48号）

- 1 市町村への権限移譲を進めるため、小諸市からの要望により旅券法に基づく一般旅券の発給の申請の受理、交付等の事務の権限を移譲することとしました。
- 2 この条例は、平成28年4月1日から施行します。

## ◇ 婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第49号）

- 1 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、婦人保護施設（県立ときわぎ寮）の施設長の年齢要件を廃止することとしました。
- 2 この条例は、平成28年1月1日から施行します。

## ◇ 長野県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例（条例第50号）

- 1 障がい者等が安心して行動でき、社会に参加できる福祉のまちづくりの一層の推進を図るため、次のとおり改正したほか、所要の改正を行いました。  
(1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する建築物移動等円滑化基準に県独自の基準を付加しました。

- (2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特別特定建築物の一部について、基準適合義務が生じる対象面積を引き下げました。(2,000㎡→1,000㎡)
  - (3) 障がい者等用駐車場の適正利用の推進等について規定しました。
- 2 この条例は、公布の日（一部の規定は、平成28年12月1日）から施行します。
- 

◇ 職業能力開発促進法施行条例の一部を改正する条例（条例第51号）

- 1 職業能力開発促進法の一部改正に伴い、同法を引用している規定について所要の改正を行いました。
  - 2 この条例は、公布の日から施行します。
- 

◇ 長野県登山安全条例（条例第52号）

- 1 日本を代表する山岳県にふさわしい登山の安全対策を総合的に推進し、登山者の本県への来訪及び滞在を促進し、本県の観光の振興に寄与するため、次のとおり条例を制定しました。
    - (1) 県及び登山者等の責務並びに山岳遭難防止対策協会、山岳関係事業者、山岳関係団体、登山ガイド及び旅行業者の役割を定めました。
    - (2) 登山者等の遵守事項を定めました。
    - (3) 安全な登山のための啓発活動を推進することとしました。
    - (4) 安全な登山のための環境整備を支援することとしました。
    - (5) 山岳遭難者の捜索及び救助を実施するための体制を整備することとしました。
    - (6) 火山災害における登山者の安全確保のための市町村による避難計画の策定に対する支援等を行うこととしました。
    - (7) 指定登山道を通行する際の登山計画書の届出を義務付けることとしました。
  - 2 この条例は、公布の日（一部の規定は、平成28年7月1日）から施行します。
- 

◇ 信州の地酒普及促進・乾杯条例（条例第53号）

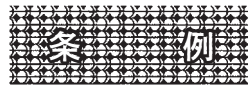
- 1 酒造業その他関連産業の振興を図り、地域の活性化に寄与することを目的として、地酒の普及の促進について、基本理念及び県の取組等を定めました。
  - 2 この条例は、公布の日から施行します。
- 

◇ 高等学校設置条例の一部を改正する条例（条例第54号）

- 1 第1期長野県高等学校再編計画に基づき、長野県大町高等学校及び長野県大町北高等学校を統合し、長野県大町岳陽高等学校を設置することとしたほか、所要の改正を行いました。
  - 2 この条例は、平成28年4月1日から施行します。
- 

◇ 長野県警察関係許可等手数料徴収条例等の一部を改正する条例（条例第55号）

- 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正により、特定遊興飲食店営業が新設されることに伴い、次のとおり改正したほか、所要の改正を行いました。
    - (1) 長野県警察関係許可等手数料徴収条例  
新たな事務に係る手数料の額を定めました。
    - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例  
特定遊興飲食店営業について次の事項を定めました。
      - ア 営業所の設置が許容される地域（長野市の一部地域）
      - イ 営んではならない時間（午前5時から午前6時まで）
      - ウ 営業者の遵守事項
  - 2 この条例は、平成28年6月23日（一部の規定は、同年3月23日）から施行します。
-



個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例をここに公布します。

平成27年12月17日

長野県知事 阿部 守一

### 長野県条例第43号

個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項及び第3項並びに第19条第10号の規定により、法第2条第8項に規定する個人番号（第3条において「個人番号」という。）の利用並びに同項に規定する特定個人情報（以下「特定個人情報」という。）の利用及び提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人番号及び特定個人情報の利用範囲)

第2条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。

3 知事又は教育委員会は、知事又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

第3条 法第9条第3項の規定により、私立の高等学校等の設置者その他の規則で定める者は、別表第1の右欄に掲げる事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務であって規則で定めるものを行うために必要な限度で、個人番号を利用することができる。

(特定個人情報の提供)

第4条 法第19条第10号の規定による特定個人情報の提供は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報について行うものとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(補則)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第1条、第2条第3項及び第4条第1項の規定の適用については、第1条及び第4条第1項中「第19条第10号」とあるのは「第19条第9号」と、第2条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる」とあり、及び「同表の第4欄に掲げる」とあるのは「規則で定める」とする。

(別表第1)(第2条、第3条関係)

執行機関	事 務
1 知事	私立の高等学校等の生徒の保護者等に対する授業料等の軽減に係る補助金の交付に関する事務（以下「私立高等学校授業料等軽減事業補助金交付事務」という。）であって規則で定めるもの
2 知事	私立の高等学校等における奨学のための給付金の支給に関する事務（以下「私立高等学校等奨学給付金支給事務」という。）であって規則で定めるもの
3 知事	高等学校等を退学し、再び私立の高等学校等に入学した者に対する支援金の支給に関する事務（以下「私立高等学校等学び直し支援金支給事務」という。）であって規則で定めるもの
4 知事	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務（以下「外国人生活保護実施事務」という。）であって規則で定めるもの
5 教育委員会	長野県高等学校授業料等徴収条例（昭和52年長野県条例第20号）による授業料等の減免に関する事務（以下「授業料等減免事務」という。）であって規則で定めるもの
6 教育委員会	高等学校等（私立のものを除く。）における奨学のための給付金の支給に関する事務（以下「奨学給付金支給事務」という。）であって規則で定めるもの

7 教育委員会	高等学校等を退学し、再び高等学校等（私立のものを除く。）に入学した者に対する支援金の支給に関する事務（以下「学び直し支援金支給事務」という。）であって規則で定めるもの
---------	---

## (別表第2) (第2条関係)

執行機関	事務	特定個人情報
1 知事	私立高等学校授業料等軽減事業補助金交付事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下この表において「地方税関係情報」という。）又は住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下この表において「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 知事	私立高等学校等奨学給付金支給事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）又は生活に困窮する外国人に対する保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
3 知事	私立高等学校等学び直し支援金支給事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）による就学支援金の支給に関する情報（以下この表において「就学支援金関係情報」という。）であって規則で定めるもの
4 知事	外国人生活保護実施事務であって規則で定めるもの	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による中国残留邦人等支援給付等、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による手当等、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付若しくは難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給若しくは母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの
5 教育委員会	授業料等減免事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
6 教育委員会	奨学給付金支給事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
7 教育委員会	学び直し支援金支給事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は就学支援金関係情報であって規則で定めるもの

## (別表第3) (第4条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 知事	外国人生活保護実施事務であって規則で定めるもの	教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁又は学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	授業料等減免事務であって規則で定めるもの	知事	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
3 教育委員会	奨学給付金支給事務であって規則で定めるもの	知事	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律に基づく発行手数料及び情報提供手数料に関する条例を廃止する条例をここに公布します。

平成27年12月17日

長野県知事 阿部 守一

#### 長野県条例第44号

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律に基づく発行手数料及び情報提供手数料に関する条例を廃止する条例

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律に基づく発行手数料及び情報提供手数料に関する条例（平成16年長野県条例第31号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による廃止前の電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律に基づく発行手数料及び情報提供手数料に関する条例第2条第2項の規定による同条第1項に規定する発行手数料の払込みについては、なお従前の例による。

（知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）

3 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年長野県条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表の1の2の項を次のように改める。

1の2 削除	
--------	--

（知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

4 附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同項に規定する払込みについては、前項の規定による改正後の知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表の1の2の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

情報政策課

住民基本台帳法に基づく本人確認情報を利用することができる事務を定める条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成27年12月17日

長野県知事 阿部 守一

#### 長野県条例第45号

住民基本台帳法に基づく本人確認情報を利用することができる事務を定める条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法に基づく本人確認情報を利用することができる事務を定める条例（平成20年長野県条例第32号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例

本則中「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）」を「法」に改め、本則に次の1号を加える。

(3) 農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第8条第1項の規定によりなお従前の例により管理する土地等の買収前の所有者若しくはその一般承継人、借受人若しくはその相続人又は隣接地等の所有者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

本則を第2条とし、同条に見出しとして「(知事保存本人確認情報を利用する事務)」を付し、同条の前に次の1条を加える。

（趣旨）

第1条 この条例は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第30条の15第1項第2号及び第2項の規定により、法第30条の6第1項に規定する本人確認情報（同条第3項の規定により知事が保存するものであって同項の規定による保存期間が経過していないものに限る。以下「知事保存本人確認情報」という。）の利用及び提供に関し必要な事項を定めるものとする。

本則に次の1条を加える。

（知事保存本人確認情報の知事以外の執行機関への提供）

第3条 知事は、法第30条の15第2項の規定により、別表の左欄に掲げる執行機関（以下この条において「知事以外の執行機関」という。）から同表の右欄に掲げる事務の処理に関し求めがあったときは、次の各号のいずれかに掲げる方法により知事保存本人確認情報を提供するものとする。

(1) 規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に知事保存本人確認情報を送信する方法

(2) 規則で定めるところにより、知事から知事保存本人確認情報を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）を知事以外の執行機関に送付する方法

附則の次に次の別表を加える。

(別表) (第3条関係)

左 欄	右 欄
教育委員会	高等学校等における修学が困難な者に貸与した奨学金等の返還に関する貸与を受けた者等の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
公安委員会	道路交通法(昭和35年法律第105号)による放置違反金等に関する同法第51条の4第4項の規定による命令、同条第6項の規定による通知、同条第13項の規定による督促又は同条第14項の規定による徴収の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
監査委員	地方自治法(昭和22年法律第67号)による住民監査請求を行った者の氏名又は住所の確認

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

市町村課

長野県県税条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成27年12月17日

長野県知事 阿 部 守 一

#### 長野県条例第46号

長野県県税条例の一部を改正する条例

長野県県税条例(昭和25年長野県条例第41号)の一部を次のように改正する。

第144条第2項第3号中「次条及び第145条」を「以下この章」に改める。

第145条の次に次の1条を加える。

第145条の2 地域再生法(平成17年法律第24号)第8条第1項に規定する認定地域再生計画(同法第5条第4項第4号に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。)に定められた同号に規定する地方活力向上地域内において、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令(平成27年総務省令第73号)第1条に規定する公示日(以下この条において「公示日」という。)から平成30年3月31日までの期間内に、同法第17条の2第3項の規定により同条第1項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日)までの間に、当該計画に従つて同省令第2条第1号に規定する特別償却設備(以下この条及び次条において「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設したもの(第1号にあつては、同法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。)に対し、第36条、第38条の5、第40条の2の2及び第88条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる税目に応じ、当該各号に定めるところにより不均一課税を行う。

(1) 事業税 当該特別償却設備をその事業の用に供したときは、当該事業の用に供した日の属する年又は事業年度から3年又は3年以内に終了する事業年度について、当該各年又は各事業年度に係る所得又は収入金額のうち、当該事業の用に供した設備に係るものとして次に掲げる区分に応じ算出された所得又は収入金額に対して課する事業税について、第36条又は第38条の5に定める率に100分の5を乗じて得た率

ア 電気供給業、ガス供給業又は倉庫業に係る所得又は収入金額

県内において当該法人又は個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は当該年に係る所得又は収入金額	$\frac{\text{当該新設し、又は増設した特別償却設備に係る固定資産の価格}}{\text{当該特別償却設備を新設し、又は増設した者が県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価格}}$
---	--

イ 鉄道事業又は軌道事業に係る所得金額

県内において当該法人又は個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は当該年に係る所得金額	$\frac{\text{当該新設し、又は増設した軌道のうち特別償却設備に係る軌道の延長キロメートル数}}{\text{当該軌道を新設し、又は増設した者が県内に有する軌道の延長キロメートル数}}$
---	--

ウ ア及びイ以外の業種に係る所得又は収入金額

県内において当該法人又は個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は当該年に係る所得又は収入金額	$\frac{\text{当該新設し、又は増設した特別償却設備に係る従業者の数}}{\text{当該特別償却設備を新設し、又は増設した者が県内に有する事務所又は事業所の従業者の数}}$
---	--



- (2) 不動産取得税 当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税について、第40条の2の2に定める率に100分の5を乗じて得た率
- (3) 固定資産税 大規模償却資産のうち、当該特別償却設備である償却資産（公示日以後に取得したものに限る。）に対して、初年度以後3年度の間に課する固定資産税について、第88条に定める率に100分の5を乗じて得た率
- 第146条中「又は前条の規定による設備」を「から前条までの規定による設備若しくは特別償却設備」に改め、「第144条の2の規定による」を削り、「設備を」を「設備若しくは特別償却設備を」に、「第144条の2又は前条」を「から前条まで」に改める。
- 第147条中「第144条の2、第145条」を「から第145条の2まで」に改める。
- 附則第13条の2の2に次の2項を加える。
- 3 第1項の規定の適用がある場合における第145条の2の規定の適用については、同条中「及び第88条」とあるのは「第88条及び附則第13条の2の2第1項」と、同条第1号中「第36条」とあるのは「附則第13条の2の2第1項の規定により読み替えられた第36条第1項第2号の表に掲げる率若しくは同条第3項第2号に規定する率」とする。
- 4 第2項の規定の適用がある場合における第145条の2の規定の適用については、同条中「及び第88条」とあるのは「第88条及び附則第13条の2の2第2項」と、同条第1号中「第36条」とあるのは「附則第13条の2の2第2項の規定により読み替えられた第36条第1項第1号のウ、第2号若しくは第3号の表に掲げる率若しくは同条第2項若しくは第3項第1号のウ、第2号若しくは第3号に規定する率」とする。
- 附則第14条に次の1項を加える。
- 3 第1項の規定の適用がある場合における第145条の2の規定の適用については、同条中「及び第88条」とあるのは「第88条及び附則第14条第1項」と、同条第2号中「第40条の2の2」とあるのは「附則第14条第1項」とする。
- 附 則
- この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の長野県税条例の規定は、平成27年11月1日から適用する。

税 務 課 産業立地・経営支援課
---------------------

長野県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに  
公布します。

平成27年12月17日

長野県知事 阿 部 守 一

#### 長野県条例第47号

長野県個人情報保護条例の一部を改正する条例

第1条 長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ただし書中「情報を」を「情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する個人番号をその内容に含むものを除く。）を」に改め、同条第6号を同条第8号とし、同号の前に次の1号を加える。

(7) 特定記録情報 公文書に記録された特定個人情報をいう。

第2条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 特定個人情報 番号利用法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

第2条に次の1号を加える。

(9) 特定記録情報の本人 特定記録情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。

第4条第2項中「個人情報」の次に「(特定個人情報を除く。第7項を除き、以下この条において同じ。)」を加える。

第5条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(利用及び提供の制限)」を付し、同条第1項中「は、記録情報」の次に「(特定記録情報を除く。次項ただし書及び第2号並びに第4項を除き、以下この条及び第21条第1項において同じ。)」を加え、同

条第2項ただし書中「、記録情報」の次に「(特定記録情報を除く。)」を加え、同項第2号中「を提供」を「(特定記録情報を除く。)を提供」に改め、同条第4項中「より記録情報」及び「に記録情報」の次に「(特定記録情報を除く。)」を加え、同条の次に次の1条を加える。

第5条の2 実施機関は、特定記録情報の収集目的以外の目的のために、特定記録情報を実施機関の内部において利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、特定記録情報の収集目的以外の目的のために特定記録情報を利用することができる。ただし、特定記録情報が特定記録情報の本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるときは、この限りでない。

(1) 法令等に基づくとき。

(2) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ない場合であって、特定記録情報の本人の同意があり、又は特定記録情報の本人の同意を得ることが困難であるとき。

3 実施機関は、前項第2号の規定により特定記録情報の収集目的以外の目的のために特定記録情報を利用したとき（特定記録情報の本人の同意がある場合を除く。）は、その旨及びその理由を特定記録情報の本人に通知しなければならない。

第7条第1項中「、損傷」を「又は損傷」に改める。

第10条第2項中「は、本人」を「(特定記録情報にあっては、これらの法定代理人又は本人の委任による代理人)は、本人」に改める。

第11条第2項中「法定代理人」の次に「(特定記録情報にあっては、法定代理人又は委任による代理人。第12条、第24条第2項及び第32条第2項において「代理人」という。)」を加える。

第12条第2号中「法定代理人」を「代理人」に改める。

第23条第2項中「は、本人」を「(特定記録情報にあっては、これらの法定代理人又は本人の委任による代理人)は、本人」に改める。

第24条第2項中「法定代理人」を「代理人」に改める。

第31条第1項第1号中「又は第5条第1項」を「、第5条第1項及び第2項若しくは第5条の2第1項」に、「いる」を「いるとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は番号利用法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されている」に改め、同項第2号中「並びに第6条第1項」を「、第6条第1項若しくは番号利用法第19条」に改め、同条第2項中「は、本人」を「(特定記録情報にあっては、これらの法定代理人又は本人の委任による代理人)は、本人」に改める。

第32条第2項中「法定代理人」を「代理人」に改める。

第2条 長野県個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(10) 情報提供等記録 番号利用法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号利用法第26条において準用する場合を含む。第30条において同じ。)の規定により記録された特定個人情報を用いる。

第5条の2第2項中「は、特定記録情報」及び「に特定記録情報」の次に「(情報提供等記録を除く。)」を加え、同項ただし書中「、特定記録情報」の次に「(情報提供等記録を除く。)」を加える。

第18条第1項中「が他」を「(情報提供等記録を除く。第29条第1項及び第3節において同じ。)が他」に改める。

第30条の見出し中「提供先」の次に「等」を加え、同条中「提供先」の次に「(情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号利用法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号利用法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))」を加える。

第31条第1項第1号中「第28条」を「第29条」に改める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

情報公開・法務課

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成27年12月17日

長野県知事 阿部守一

#### 長野県条例第48号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の

一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年長野県条例第46号)の一部を次のように改正する。

別表の1の3の項中「飯田市」を

「飯田市及び小諸市」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に旅券法(昭和26年法律第267号)第3条第1項の規定による一般旅券の発給の申請、同法第9条第1項の規定による一般旅券の渡航先の追加の申請及び同法第12条第1項の規定による一般旅券の査証欄の増補の申請をしている者に対する同法第8条第1項(同法第9条第3項及び第12条第3項において準用する場合を含む。)及び第3項の規定による一般旅券の交付については、この条例による改正後の知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表の1の3の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

国際課

婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成27年12月17日

長野県知事 阿部守一

#### 長野県条例第49号

婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第68号)の一部を次のように改正する。

第10条第1号中「30歳以上の者であって、」を削り、「もの」を「者」に改める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

こども・家庭課

長野県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成27年12月17日

長野県知事 阿部守一

#### 長野県条例第50号

長野県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例

第1条 長野県福祉のまちづくり条例(平成7年長野県条例第13号)の一部を次のように改正する。

目次中「第9条」を「第13条」に、「第10条—第21条」を「第14条—第25条」に、「第22条」を「第26条」に改める。

第2条第1項中「その他」を「、傷病者、妊産婦、乳幼児を同伴する者その他の者で」に、「者を」を「ものを」に改める。

第22条を第26条とする。

第21条第1項中「第12条から第15条まで、第19条第2項」を「第16条から第19条まで、第23条第2項」に改め、同条第2項中「第19条第1項」を「第23条第1項」に改め、第3章中同条を第25条とし、第15条から第20条までを4条ずつ繰り下げる。

第14条中「第12条第1項」を「第16条第1項」に改め、同条を第18条とし、第11条から第13条までを4条ずつ繰り下げる。

第10条第1項中「第18条」を「第22条」に改め、同条を第14条

とし、第2章中第9条を第13条とし、同条の前に次の1条を加える。

(障害者等の意見の反映)

第12条 県は、福祉のまちづくりのための施策に障害者等の意見を反映させるため、関係者が意見の交換をする場を設けることその他の必要な措置を講ずるものとする。

第8条を第11条とし、第7条の次に次の3条を加える。

(啓発活動及び教育)

第8条 県は、県民に対し、福祉のまちづくりへの積極的な参加を促進するため、福祉のまちづくりに関する学習の機会の提供その他の啓発活動を行うものとする。

2 県は、児童及び生徒の福祉のまちづくりへの理解を深めるため、福祉に関する体験学習、ボランティア活動その他の教育の充実を図るものとする。

(情報の提供等)

第9条 県は、県民及び事業者に対し、福祉のまちづくりに関する情報の提供又は技術的な助言を行うものとする。

(障害者等の移動の支援)

第10条 県は、障害者等の行動範囲を拡大し、積極的に社会参加ができるようにするため、県民及び事業者と協力し、障害者等のための自動車の駐車のために供する部分の適正な利用の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

第2条 長野県福祉のまちづくり条例の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 雑則(第26条)」を

「第4章 特別特定建築物の建築の規模等(第26条―第29条)

第5章 雑則(第30条)」

に改める。

第16条第1項に次のただし書を加える。

ただし、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。次章において「法」という。)第17条第1項の規定による申請をしたときは、この限りでない。第16条に次の1項を加える。

3 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る工事を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

第26条を第30条とし、第4章を第5章とし、第3章の次に次の1章を加える。

第4章 特別特定建築物の建築の規模等

(用語の意義)

第26条 この章において使用する用語の意義は、法で使用する用語の意義による。

(建築の規模)

第27条 法第14条第3項の規定により条例で定める特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条第1号、第2号及び第8号から第10号までに掲げるもの(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第40条に規定する児童厚生施設を除く。))に限る。以下この条において同じ。)の建築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。)の規模は、床面積(増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積)の合計1,000平方メートルとする。

(建築物移動等円滑化基準に付加する事項)

第28条 法第14条第3項の規定により条例で同条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、障害者等の安全かつ容易な利用に資する設備の設置その他の事項であって規則で定めるものとする。

2 建築物の増築又は改築(用途を変更して特別特定建築物にすることを含む。以下この項において「増築等」という。)をする場合には、前項の規定は、当該増築等に係る部分その他の規則で定める建築物の部分に限り、適用する。

(制限の緩和)

第29条 この章の規定は、この章の規定による場合と同等以上に特別特定建築物の移動等円滑化が図られると知事が認める場合又は特別特定建築物の利用の目的、敷地の状況等によりこの章の規定により難いと知事が認める場合においては、適用しない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条並びに次項並びに附則第3項及び第5項の規定は、平成28年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定の施行の際現に工事中の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。次項において「法」という。)第2条第17号に規定する特別特定建築物(同項において「特別特定建築物」という。)の新築、増築若しくは改築又は修繕若しくは模様替については、第2条の規定による改正後の長野県福祉のまちづくり条例(同項において「新条例」という。)第16条第3項及び第4章の規定は適用せず、なお従前の例による。

3 第2条の規定の施行の際現に存する特別特定建築物で、法附則第4条第3項に規定する用途の変更をするものについては、新条例第4章の規定は適用せず、なお従前の例による。

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

4 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年長野県条例第46号)の一部を次のように改正する。

別表の43の項中「第12条第1項」を「第16条第1項」に、「第12条第2項」を「第16条第2項」に、「第13条」を「第17条」に、「第14条」を「第18条」に、「第17条第2項」を「第21条第2項」に、「第17条第3項」を「第21条第3項」に、「第19条第1項」を「第23条第1項」に、「第21条第1項」を「第25条第1項」に、「第19条第2項」を「第23条第2項」に、「第20条第1項」を「第24条第1項」に改める。

5 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表の43の項中

「 | (3) 第17条の規定による指導及び助言 | 」を

「 | (3) 第16条第3項の規定による完了の届出の受理 | (4) 第17条の規定による指導及び助言 | 」に、

「(4)」を「(5)」に、「(5)」を「(6)」に、「(6)」を「(7)」に、「(7)」を「(8)」に、「(8)」を「(9)」に、「(9)」を「(10)」に改める。

地域福祉課

職業能力開発促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成27年12月17日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第51号

職業能力開発促進法施行条例の一部を改正する条例

職業能力開発促進法施行条例(平成24年長野県条例第78号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第15条の6第1項ただし書」を「第15条の7第1項ただし書」に、「法第15条の6第3項」を「同条第3項」に改める。

第3条第1項中「第15条の6第3項」を「第15条の7第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

人材育成課

長野県登山安全条例をここに公布します。

平成27年12月17日

長野県知事 阿 部 守 一

## 長野県条例第52号

長野県登山安全条例

目次

- 第1章 総則（第1条－第10条）
- 第2章 登山者等の遵守事項等（第11条・第12条）
- 第3章 基本的施策（第13条－第19条）
- 第4章 登山計画書の届出等（第20条－第22条）
- 第5章 雑則（第23条）

附則

### 第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、登山の安全に関し、県及び登山者等の責務等を明らかにするとともに、登山を安全に楽しむための施策の基本となる事項等を定めることにより、日本を代表する山岳県にふさわしい登山の安全対策を総合的に推進し、もって登山者の本県への来訪及び滞在を促進し、本県の観光の振興に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 登山者 山岳（里山を除く。以下同じ。）を登山（遊歩道の通行を除く。以下同じ。）する者をいう。ただし、山岳において次のいずれかに該当する業務に従事する者を除く。
  - ア 山岳遭難者の捜索又は救助に関する業務、非常災害に対処するための業務その他これらに類する業務
  - イ 山岳遭難の未然防止に関する業務
  - ウ 山小屋、避難小屋又は売店等の設置又は運営の業務
  - エ 森林の整備、保全又は管理の業務その他これらに類する業務
  - オ 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1号に規定する自然公園の管理の業務その他これに類する業務
  - カ 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第5項に規定する索道事業に関する業務
  - キ 公共工事に関する業務
  - ク 有害鳥獣の捕獲等の業務
  - ケ アからクまでに掲げるもののほか、公益性が高いと認められる業務で規則で定めるもの
- (2) 山岳関係事業者 次のいずれかに該当する者をいう。
  - ア 山小屋事業者又は避難小屋若しくは山岳に所在する売店等を運営する者
  - イ 鉄道事業法第34条の2第1項に規定する索道事業者
  - ウ 主として登山用品を販売する事業者

（県の責務）

第3条 県は、登山を安全に楽しむための施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

（登山者等の責務）

第4条 登山者等（登山者及び山岳を登山しようとする者（第2条第1号ただし書に規定する者を除く。第21条及び第22条において同じ。）をいう。以下同じ。）は、登山が常に遭難の危険を伴うものであること及び登山は自己の責任において実施するものであることを認識し、安全な登山に努めるものとする。

（山岳遭難防止対策協会の役割）

第5条 山岳遭難防止対策協会（長野県山岳遭難防止対策協会及び地区山岳遭難防止対策協会をいう。次条及び第7条において同じ。）は、県及び市町村と連携し、山岳遭難の未然防止並びに山岳遭難者の捜索及び救助に努めるものとする。

（山岳関係事業者の役割）

第6条 山岳関係事業者は、県、市町村、山岳遭難防止対策協会等と連携し、登山者等に対する安全な登山のための情報の提供に努めるものとする。

2 山小屋事業者は、県、市町村及び山岳遭難防止対策協会が実施する山岳遭難者の捜索及び救助に協力するよう努めるものとする。

（山岳関係団体の役割）

第7条 山岳関係団体（登山の普及及び振興を目的として組織された団体をいう。第12条第2項において同じ。）は、県、市町村、山岳遭難防止対策協会等と連携し、登山者等に対する安全な登山のための情報の提供及び登山者の登山に関する技術の向上の支援に努めるものとする。

（信州登山案内人等の登山ガイドの役割）

第8条 信州登山案内人条例（平成24年長野県条例第25号）第2条に規定する信州登山案内人等の登山ガイド（登山者に付き添って案内を行うことを業とする者をいう。次条第2項において同じ。）は、山岳に係る地理的及び自然的特性等並びに登山に関する知識の習得並びに登山に関する技術の向上に努め、登山者に対して山岳の魅力を伝えるとともに、登山者の安全確保に努めなければならない。

（ツアー登山を実施する旅行業者の役割）

第9条 ツアー登山（旅行業法（昭和27年法律第239号）第4条第1項第4号に規定する企画旅行のうち山岳を登山することを目的とするものをいう。以下この条において同じ。）を実施する旅行業者（同法第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。次項において同じ。）は、当該ツアー登山に参加する登山者の安全確保に努めなければならない。

2 ツアー登山を実施する旅行業者は、当該ツアー登山に登山に関する十分な知識、技術及び経験を有する登山ガイドを同行させなければならない。

（市町村との連携協力）

第10条 県は、登山を安全に楽しむための施策の実施に当たっては、市町村と連携するとともに、市町村が実施する登山を安全に楽しむための施策に協力するものとする。

### 第2章 登山者等の遵守事項等

（登山者等の遵守事項）

第11条 登山者等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 山岳の特性を知り周到な準備をすることが山岳遭難の未然防止につながることを認識し、あらかじめ、登山計画を作成すること。
- (2) 季節及び気象状況に応じた服装を用い、及び必要な装備品を携行すること。
- (3) その他次条第1項に規定する指針に定められた事項（登山を安全に楽しむための指針）

第12条 知事は、登山者が登山を安全に楽しむための指針（以下この条において「指針」という。）を定めるものとする。

2 知事は、指針を定めようとするときは、あらかじめ、山岳関係事業者、山岳関係団体等の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 知事は、指針を定めたときは、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、指針の変更について準用する。

### 第3章 基本的施策

（安全な登山のための啓発活動の推進等）

第13条 県は、安全な登山のための情報の提供その他の登山者等に対する啓発活動を推進するものとする。

2 県は、登山者等が自らの体力、技術等に応じて登山することができるよう、登山道のグレーディング（登山に要する体力及び登山の難易についての評価をいう。）の実施その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、登山者等に対し山岳の魅力を伝えるなど登山者等が山岳を楽しむための情報を提供するものとする。

（外国語による情報提供等）

第14条 県は、外国人の登山者の安全を確保するため、外国語による情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

（山岳の環境保全及び適正利用の方針）

第15条 知事は、豊かな山岳の環境を維持し、登山者の安全を確保するため、県、国、市町村、山小屋事業者等により構成される長野県山岳環境連絡会における協議を経て、山岳の環境保全及び適正利用の方針を策定するものとする。

2 知事は、前項に規定する方針を定めたときは、これを公表しなければならない。

3 前2項の規定は、第1項に規定する方針の変更について準用する。

（安全な登山のための環境整備）

第16条 県は、市町村、山小屋事業者等が、山域の将来像（山域ごとの特性を踏まえた山岳の利用のあるべき姿をいう。）に応じて実施する登山道その他必要な施設の整備を支援するものとする。

2 前項に規定する山域の将来像は、前条第1項に規定する方針にのっとり、山域ごとに、県、国、市町村、山小屋事業者等により構成される山域連絡調整会議が定めるものとする。

（山岳遭難者の捜索及び救助）

第17条 県は、山岳遭難者の生命及び身体を保護するため、山岳遭難者の捜索及び救助を迅速に実施するための体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（火山現象による災害における登山者の安全確保）

第18条 県は、火山現象による災害から登山者の安全を確保するため、次に掲げる措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(1) 市町村による火山現象の発生時における登山者の避難計画の策定に対する支援

(2) 市町村に対する火山現象に関する情報の提供及び市町村が実施する登山者等に対する火山現象に関する情報の提供の支援

(3) 市町村等が実施する火山現象による災害に備えるための必要な施設、設備及び装備品の整備に対する支援

（財政上の措置）

第19条 県は、登山を安全に楽しむための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第4章 登山計画書の届出等

（指定登山道）

第20条 知事は、遭難の発生のおそれが高いと認められる山岳の登山道を指定登山道として指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらか

じめ、その旨及びその区間を告示しなければならない。

3 前項の規定は、指定登山道の指定の解除及びその区間の変更について準用する。

（登山計画書の届出）

第21条 山岳を登山しようとする者は、指定登山道を通行しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書（第4項及び第5項において「登山計画書」という。）を知事に届け出なければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 登山の期間及び行程

(3) 装備品の内容

(4) 緊急時における連絡先

(5) その他規則で定める事項

2 前項の場合において、複数の者により構成される集団が同一の行程で山岳を登山しようとするときは、当該集団を構成する者のうち1人の者がこれを代表して届け出ることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、山岳（第3号にあっては、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第3条第1項に規定する警戒地域内のものうち規則で定めるものに限る。）を登山しようとする者が第1項各号に掲げる事項を次に掲げる者に届け出たときは、知事に届け出たものとみなす。

(1) 第1項各号に掲げる事項に係る届出を受け付ける団体で規則

(2) 本県と隣接する県にある行政機関

(3) 当該指定登山道が所在する市町村

4 知事は、登山計画書の届出の受理に関する事務を知事が指定する者に委託することができる。

5 県は、登山計画書の届出を行いやすくするための必要な措置を講ずるものとする。

（山岳保険への加入）

第22条 山岳を登山しようとする者は、山岳保険（山岳遭難者の捜索又は救助について負担する費用に対して保険金、共済金その他これらに類するものが支払われるものをいう。）に加入するよう努めるものとする。

### 第5章 雑則

（補則）

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第21条の規定は、平成28年7月1日から施行する。

山岳高原観光課

信州の地酒普及促進・乾杯条例をここに公布します。

平成27年12月17日

長野県知事 阿部 守 一

### 長野県条例第53号

信州の地酒普及促進・乾杯条例

本県は、山紫水明の地であり、緑が深く広大な県土は多様な自然環境に富んでいる。また、爽やかな夏、寒気が冴え渡る冬、澄んだ空気、清冽な水等の風土に育まれた自然の恵みは潤沢であり、人々が土地柄を巧みに生かして栽培する農作物も豊富である。

四季折々の自然と良質な原材料という条件を兼ね備えた本県は、酒造りの適地であり、清酒の蔵元やワインの醸造所等が多く所在している。そこで働く杜氏や醸造責任者などの知恵と技が注がれ、ふ

るさに生まれた地酒は、高品質で個性豊かな魅力にあふれた貴重な地域資源である。

さらに、酒は百薬の長とも言われるように、適量の飲酒は、健康の増進にもつながり、おいしい、楽しい、うれしい、心地よい酒は、人々の生活に豊かさや潤いを与えるものである。一方、不適切な飲酒は健康被害を生じさせる可能性があるとともに、飲酒運転などの問題にも密接に関連することに鑑み、県民の一層の健康づくりと更なる長寿等に資するよう、飲酒に関する正しい知識を県民に啓発していくことも欠かすことはできない。

このような認識に基づき、県民が様々な行事や宴席において、地酒や個人の嗜好を尊重した飲料により乾杯することを通じて、地域資源である地酒の一層の普及を促進することにより、元気で活力ある郷土の創造を図ることを目指して、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、地酒（本県で製造される清酒、ワイン、ビールその他の酒類をいう。以下同じ。）の普及の促進に関し、基本理念を定め、並びに県及び事業者等（地酒の製造を行う事業者及び主として当該事業者により構成される団体をいう。以下同じ。）の取組を明らかにすることにより、酒造業その他関連産業の振興を図り、もって地域の活性化に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 地酒の普及の促進は、県及び事業者等の連携協力の下、次

に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 地酒等（地酒その他の飲料をいう。）による乾杯の普及が図られること。
- (2) 個人の嗜好及び意思が尊重されること。
- (3) アルコール健康障害対策基本法（平成25年法律第109号）第2条に規定するアルコール健康障害の発生等を踏まえ、飲酒に関する正しい知識の普及に資するものであること。

(県の取組)

第3条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、地酒の普及の促進に資する施策を講ずるよう努めなければならない。

(事業者等の取組)

第4条 事業者等は、第2条に定める基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、地酒の普及の促進に積極的に取り組むよう努めなければならない。

(県民の協力)

第5条 県民は、県及び事業者等が行う地酒の普及の促進に係る取組に協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

調査課

高等学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成27年12月17日

長野県知事 阿部 守一

#### 長野県条例第54号

高等学校設置条例の一部を改正する条例

高等学校設置条例（昭和39年長野県条例第64号）の一部を次のように改正する。

別表の長野県飯山北高等学校の項を削り、同表中

長野県大町高等学校	大町市
長野県大町北高等学校	大町市

を

「長野県大町岳陽高等学校

大町市

」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

高校教育課

長野県警察関係許可等手数料徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成27年12月17日

長野県知事 阿部 守一

#### 長野県条例第55号

長野県警察関係許可等手数料徴収条例等の一部を改正する条例

(長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部改正)

第1条 長野県警察関係許可等手数料徴収条例（昭和29年長野県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の10号を加える。

(18) 法第31条の22の規定による特定遊興飲食店営業の許可

特定遊興飲食店営業許可手数料 別表第1の8の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同8の右欄に定める額

(19) 法第31条の23において準用する法第5条第4項の規定による許可証の再交付

特定遊興飲食店営業許可証再交付手数料 1,100円

- (20) 法第31条の23において準用する法第7条第1項の規定による特定遊興飲食店営業の相続に係る承認  
 特定遊興飲食店営業相続承認手数料 8,600円（法第31条の23において準用する法第7条第1項の規定による承認を受けようとする者が、県内において同時に他の同項の規定による承認を受けようとする場合における当該他の同項の規定による承認については、3,800円）
- (21) 法第31条の23において準用する法第7条の2第1項の規定による特定遊興飲食店営業者たる法人の合併に係る承認  
 特定遊興飲食店営業者合併承認手数料 11,000円（法第31条の23において準用する法第7条の2第1項の規定による承認を受けようとする者が、県内において同時に他の同項の規定による承認を受けようとする場合における当該他の同項の規定による承認については、3,300円）
- (22) 法第31条の23において準用する法第7条の3第1項の規定による特定遊興飲食店営業者たる法人の分割に係る承認  
 特定遊興飲食店営業者分割承認手数料 11,000円（法第31条の23において準用する法第7条の3第1項の規定による承認を受けようとする者が、県内において同時に他の同項の規定による承認を受けようとする場合における当該他の同項の規定による承認については、3,300円）
- (23) 法第31条の23において準用する法第9条第1項の規定による営業所の構造又は設備の変更の承認  
 特定遊興飲食店営業所構造設備変更承認手数料 9,900円
- (24) 法第31条の23において準用する法第9条第4項の規定による許可証の書換え  
 特定遊興飲食店営業許可証書換え手数料 1,400円
- (25) 法第31条の23において準用する法第10条の2第1項の規定による特例特定遊興飲食店営業者の認定  
 特例特定遊興飲食店営業者認定手数料 13,000円（法第31条の23において準用する法第10条の2第1項の規定による認定を受けようとする者が、県内において同時に他の同項の規定による認定を受けようとする場合における当該他の同項の規定による認定については、10,000円）
- (26) 法第31条の23において準用する法第10条の2第5項の規定による認定証の再交付  
 特例特定遊興飲食店営業者認定証再交付手数料 1,100円
- (27) 法第31条の23において準用する法第24条第6項の規定による営業所の管理者に対する講習  
 特定遊興飲食店営業所管理者講習手数料 講習1時間について650円

別表第1の1中「第7条」を「第8条」に改め、同表の2中「第10条の2の表」を「第14条の表」に改め、同表に次のように加える。

#### 8 特定遊興飲食店営業許可手数料

区 分	金 額
(1) 3月以内の期間を限って営むもの	14,000円
(2) (1)以外のもの	24,000円

- (備考) 1 法第31条の22の規定による許可を受けようとする者が、県内において同時に他の同条の規定による許可を受けようとする場合における当該他の同条の規定による許可に係る手数料の額は、それぞれこの表に定める額から8,000円を減じた額とする。
- 2 法第31条の23において準用する法第4条第3項の規定が適用される営業所につき法第31条の22の規定による許可を受けようとする場合における手数料の額は、それぞれこの表に定める額に6,800円を加えた額とする。

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

第2条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年長野県条例第34号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

#### 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）  
 第2章 風俗営業の営業所の設置を制限する地域（第3条）  
 第3章 風俗営業者の遵守事項（第4条—第10条）  
 第4章 性風俗関連特殊営業の規制（第11条—第21条）  
 第5章 特定遊興飲食店営業等の規制（第22条—第27条）  
 第6章 雑則（第28条）

#### 附則

##### 第1章 総則

第2条の次に次の章名を付する。

##### 第2章 風俗営業の営業所の設置を制限する地域

第3条の見出しを削り、同条第1項第3号中「同表」を「それぞれ同表」に改め、同号の表中「(法第2条第1項第1号及び第3号の営業に係る営業所にあつては、50メートル)」を削る。

第9条を削り、第8条を第9条とする。

第7条第1項中「同表」を「それぞれ同表」に改め、同項の表中「日出時から日没時まで」を「午前6時後午後6時前」に、「日没

時から午後11時まで」を「午後6時から午後11時前」に、「の日出時」を「の午前6時」に改め、同条を第8条とする。

第6条に見出しとして「(風俗営業の営業時間の制限)」を付し、同条第1項中「第2条第1項第7号」を「第2条第1項第4号」に、「日出時から」を「長野県の全域において、午前6時後」に、「(当該翌日が第4条第1項各号)」を「前(当該翌日が第5条各号)に、「」まで」を「まで)」に改め、同条第2項中「第2条第1項第8号」を「第2条第1項第5号」に、「第4条第1項第2号」を「第5条第2号」に改め、同条を第7条とする。

第5条に見出しとして「(午前零時以後において風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域)」を付し、同条中「法第2条第4項に規定する」を削り、「第13条第1項」を「第13条第1項第2号」に、「午前1時まで」を「午前零時以後において」に改め、同条を第6条とする。

第4条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(習俗的行事その他の特別な事情のある日等)」を付し、同条第1項中「第13条第1項」を「第13条第1項第1号」に改め、同条第2項を削り、同条を第5条とし、同条の前に次の章名及び1条を加える。

### 第3章 風俗営業者の遵守事項

(午前零時以後において風俗営業を営むことができる時間)

第4条 法第13条第1項ただし書に規定する条例で定める時は、午前1時とする。

第22条を第27条とする。

第21条第1項中「第7条第1項の表の左欄」を「第8条第1項の表の左欄」に、「同表」を「それぞれ同表」に、「日出時」を「午前6時」に改め、同条を第26条とし、同条の前に次の章名及び4条を加える。

### 第5章 特定遊興飲食店営業等の規制

(特定遊興飲食店営業の営業所の設置が許容される地域)

第22条 法第31条の23において準用する法第4条第2項第2号の規定による特定遊興飲食店営業の営業所の設置が許容される地域は、別表第1に掲げる地域とする。ただし、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設(児童等を入所させるものに限る。)、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所(患者を入院させるための施設を有するものに限る。)の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)から、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める距離の範囲内の地域を除く。

区 分	距 離
営業所が商業地域にあるとき。	50メートル
営業所が商業地域以外の地域にあるとき。	100メートル

(特定遊興飲食店営業の営業時間の制限)

第23条 法第31条の23において準用する法第13条第2項の規定により、特定遊興飲食店営業は、長野県の全域において、午前5時から午前6時までの時間は、営んではならない。

(特定遊興飲食店営業に係る騒音及び振動の規制)

第24条 法第31条の23において準用する法第15条の規定による騒音に係る数値は、第8条第1項の表の左欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める午後11時から翌日の午前6時までの時間に係る数値とする。

2 法第31条の23において準用する法第15条の規定による振動に係る数値は、55デシベルとする。

(特定遊興飲食店営業者の行為の制限)

第25条 法第31条の23において準用する法第21条の規定により、特定遊興飲食店営業者は、第9条第1号から第5号までに掲げる行為をしてはならない。

第20条を第21条とし、第19条を第20条とする。

第18条中「法第2条第9項に規定する」を削り、同条を第19条とする。

第17条第1項中「第10条第1項各号」を「第11条第1項各号」に改め、同条第2項中「法第2条第9項に規定する」を削り、同条を第18条とし、第16条を第17条とし、第15条を第16条とする。

第14条第1項中「第10条第1項各号」を「第11条第1項各号」に改め、同条を第15条とし、第13条を第14条とする。

第12条中「第10条第2項各号」を「第11条第2項各号」に改め、同条を第13条とする。

第11条中「日出時」を「午前6時」に改め、同条を第12条とし、第10条を第11条とし、同条の前に次の1条及び章名を加える。

(年少者の立入りの制限)

第10条 法第22条第2項の規定により、法第2条第1項第5号の営業を営む風俗営業者は、午後6時から午後10時前の時間において16歳未満の者を営業所に客として立ち入らせるときは、保護者の同伴を求めなければならない。

### 第4章 性風俗関連特殊営業の規制

本則に次の1章を加える。

### 第6章 雑則

(風俗環境保全協議会を置く地域)



第28条 法第38条の4第1項に規定する条例で定める地域は、別表第1に掲げる地域とする。

別表第1中「(第4条、第5条、第6条関係)」を「(第5条、第6条、第7条、第22条、第28条関係)」に改める。

別表第2中「(第10条、第13条、第14条、第16条、第17条、第19条、第20条関係)」を

「(第11条、第14条、第15条、第17条、第18条、第20条、第21条関係)」に改める。

別表第3中「(第10条関係)」を「(第11条関係)」に改める。

(年少者に対しテレホンクラブ等営業の利用を誘発する行為の規制に関する条例の一部改正)

第3条 年少者に対しテレホンクラブ等営業の利用を誘発する行為の規制に関する条例(平成11年長野県条例第27号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「同項第8号」を「同項第5号」に改める。

第14条第1項第3号中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

附 則

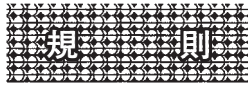
(施行期日)

1 この条例は、平成28年6月23日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月23日から施行する。

(施行日前に受けようとする許可に係る手数料)

2 この条例の施行の日前に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成27年法律第45号)附則第2条第1項の規定により第1条の規定による改正後の長野県警察関係許可等手数料徴収条例第2条第1項第18号に掲げる許可を受けようとする者は、同号に定める手数料を納めなければならない。

生活安全企画課



長野県県税に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年12月17日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第53号

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則

長野県県税に関する規則(昭和34年長野県規則第67号)の一部を次のように改正する。

第85条の5第1号及び第2号中「の減免」を「の減免 次の事項」に改め、同号のア中「前号ア」を「前号のア」に改め、同号のウを削り、同号のイを同号のウとし、同号のアの次に次のように加える。

イ 減免を受けようとする者の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号

第85条の5第2号中キをクとし、カをキとし、オをカとし、エをオとし、同オの前に次のように加える。

エ 身体障害者等の氏名、住所及び年齢

第85条の5第3号中「減免」を「減免 次の事項」に改め、同号のア中「前号ア及びイ」を「前号のア及びウ」に改め、同条第4号中「第68条第1項第4号の減免」を「第68条第1項第4号の減免 次の事項」に改め、同号のア中「第1号ア」を「第1号のア」に改め、同条第5号中「減免」を「減免 次の事項」に改め、同号のア中「前号ア」を「前号のア」に改め、同条第6号を次のように改める。

(6) 条例第68条第1項第6号の減免 次の事項

様式第51号の自動車取得税及び自動車税用中

「 (法人名) ㊦ 」を

「 (法人名) ㊦ に改め、  
個人番号 [ ] 」

同自動車取得税及び自動車税用に注として次のように加える。

(注) 個人番号欄は、自動車税について長野県県税条例第68条第1項第2号の減免を申請する場合に記入すること。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

税 務 課